

資料 3 - 2

乙が契約を締結すべき保険

乙は、指定の期間中、以下の内容を満たす保険契約を締結するものとする。なお、保険契約については、1年毎に更新する場合も可能とする。

- 賠償責任保険
 - 保険契約者—乙
 - 被保険者—乙
 - 保険の対象—県民の森の施設内における事故等に対する賠償責任
 - 保険期間—指定管理の期間中更新し続けるものとする
 - 補償額—身体：1名あたり1億円以上、1事故あたり5億円以上
 - 財物：1事故あたり3千万円以上
 - 免責金額—なし

- 傷害保険
 - 保険契約者—乙
 - 被保険者—乙
 - 保険の対象—体験活動参加者に対する傷害保険
 - 保険期間—指定管理の期間中更新し続けるものとする
 - 補償額—死亡・後遺障害：1名あたり1千万円以上
 - 入院：1名1日あたり1万円以上
 - 通院：1名1日あたり5千円以上